

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 2 月 7 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャ ミト コウギョウ
株式会社 弥 杜 工業

住所 〒630-8115 奈良市大宮町七丁目1番65-1号

フリガナ 代表取締役 ハヤシリュウジ
代表者氏名 林 龍児

電話番号 0742-93-4563

FAX番号 0742-93-6321

メールアドレス ryuji-hayashi@mito-kogyo.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 2 年 2 月 7 日

申請者 氏名又は名称 ミトコウギョウ 株式会社 弥 杜 工 業
〒630-8115
住 所 奈良市大宮町七丁目1番65-1号
代表者氏名 ハヤシ リュウジ 代表取締役 林 龍児



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 <small>ハヤシ リュウジ</small> 林 龍児 取締役 <small>ハヤシ リサ</small> 林 梨沙	
事業の範囲	土木工事業、建築工事業、舗装工事業、管工事業、設備工事業、解体工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 弥杜工業 営業所
上記事業所の所在地	郵便番号 630-8422 住所 奈良市横井五丁目382-1 電話番号 0742-93-4563 FAX番号 0742-93-6321 メールアドレス ryuji-hayashi@mito-kogyo.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
林 龍児	第300692号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 2 年 2 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	2	
	塩ビカッター	VC40	3	
管の加工用の 機械器具	やすり	300平型判丸型	3	
	パイプねじ切り器	N-100A	2	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	3	
	パイプレンチ	13mm～100mm	1	
	スパナ		3	
水圧テスト ポンプ	手動式テスト	T10K	2	
	電動式テスト	T30K	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 2 月 日

申請者

氏名又は名称

株式会社 弥 杜 工 業

住 所

奈良市大宮町七丁目1番65-1号

代表者氏名

代表取締役 林 龍児



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市大宮町七丁目1番65-1号
株式会社弥杜工業

会社法人等番号	1500-01-022666
商号	株式会社弥杜工業
本店	奈良市大宮町七丁目1番65-1号
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	平成30年12月3日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木工事業、建築工事業、舗装工事業、管工事業、設備工事業、解体工事業 2. 建設資材の仕入、販売 3. 建築工事、道路工事の現場における交通の誘導、防犯の警備保障業務 4. 建物管理及び警備業務の請負 5. 一般貨物自動車運送事業 6. 古物商 7. 埋蔵文化財発掘調査業務 8. 産業廃棄物の収集、運搬、保管業 9. 産業廃棄物の中間処理業 10. 廃棄物の分解、選別、処理及びリサイクル業務並びに処理、リサイクルされた廃棄物の販売業務 11. 鉄、非鉄金属の再生処理業 12. 土地、店舗、事務所、工場、倉庫、住宅、マンションの所有、管理、賃貸、売買、仲介並びにコンサルティング 13. 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業 14. 飲食店業、食料品の販売 15. ホテルの経営 16. 前各号に付帯する一切の業務
発行可能株式総数	1000株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株
資本金の額	金500万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を得なければならない。
役員に関する事項	取締役 林 龍 児

奈良市大宮町七丁目1番65-1号
株式会社弥杜工業

	取締役 林 梨 沙
	奈良市大宮町七丁目1番65-1号 代表取締役 林 龍 児
登記記録に関する 事項	設立 平成30年12月 3日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 2年 2月 6日

奈良地方法務局
登記官

菊 池 寛 之



定 款

この定款の写しは、原本に相違ありません。
令和2年2月7日

株式会社 弥杜工業
代表取締役 林 龍児



株式会社 弥杜工業

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社弥杜工業と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事業、建築工事業、舗装工事業、管工事業、設備工事業、解体工事業
2. 建設資材の仕入、販売
3. 建築工事、道路工事の現場における交通の誘導、防犯の警備保障業務
4. 建物管理及び警備業務の請負
5. 一般貨物自動車運送事業
6. 古物商
7. 埋蔵文化財発掘調査業務
8. 産業廃棄物の収集、運搬、保管業
9. 産業廃棄物の中間処理業
10. 廃棄物の分解、選別、処理及びリサイクル業務並びに処理、リサイクルされた廃棄物の販売業務
11. 鉄、非鉄金属の再生処理業
12. 土地、店舗、事務所、工場、倉庫、住宅、マンションの所有、管理、賃貸、売買、仲介並びにコンサルティング
13. 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業
14. 飲食店業、食料品の販売
15. ホテルの経営
16. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式の総数は、1000株とする。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第6条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を得なければならない。

(株券)

第8条 当社は、株券を発行しない。

(株主名簿記載請求)

第9条 当社の株式を取得した者は、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその一般承継人と共同して、当該株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求できる。ただし、法令の定めるところにより、株式を取得した者が単独で請求できる場合には、この限りでない。

(質権の登録)

第10条 当社の株式につき質権の登録を請求するには、当社所定の請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。登録の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができ

る。

- 2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集通知)

第15条 当会社の株主総会の招集通知は、書面又は電子投票を定めた場合を除き、株主総会の日の1週間前までに、株主に対して発する。ただし、その株主総会において議決権を有するすべての株主の同意があるときは、招集手続きを行わないことができる。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、当該株主総会で選出する。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

- 2 会社法第309条第2項の株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 当社は、会社法第319条第1項の規定に基づき、取締役又は株主が株主総会の決議の目的である提案をした場合において、当該提案事項につき株主（当該事項の議決に加わることができる株主に限る）の全員が書面又は、電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は1名以上とする。

(取締役の資格)

第20条 当社の取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第21条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は選任後10年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第23条 当社の取締役が1名のときはその取締役を社長とし、取締役が2名以上あるときは、取締役の互選により代表取締役を定め、代表取締役を社長とする。

2 社長は、当社を代表し、会社の業務を統括・執行する。

(報酬)

第24条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第25条 当社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第26条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

2 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の最低額等)

第27条 当社の設立に際して出資される財産の全額を資本金とし、その最低額は金500万円、1株の発行価額は金5万円とする。

(最初の事業年度)

第28条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から、平成31年11月30日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第29条 当社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、それぞれ次のとおりとする。

設立時取締役 林 龍 児

設立時取締役 林 梨 沙

奈良市大宮町七丁目1番65-1号
設立時代表取締役 林 龍 児

(発起人の氏名、住所等)

第30条 発起人の氏名、住所及び設立に際して割当てを受ける株式の数並びに引換えに払い込む金額は、次のとおりである。

奈良市大宮町七丁目1番65-1号
100株 500万円 林 龍 児

(法令の適用)

第31条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令によるものとする。

以上、株式会社弥杜工業設立のため、発起人の定款作成代理人である行政書士杉山毅は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成30年11月21日

発起人 林 龍 児

上記発起人の定款作成代理人 行政書士 杉 山 毅

行政書士
杉山 毅
電子署名

第三〇〇六九二号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

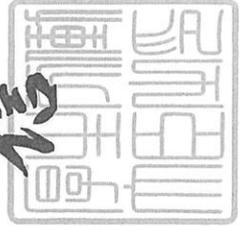
氏名 林 龍 児

昭和五十八年三月十九日生

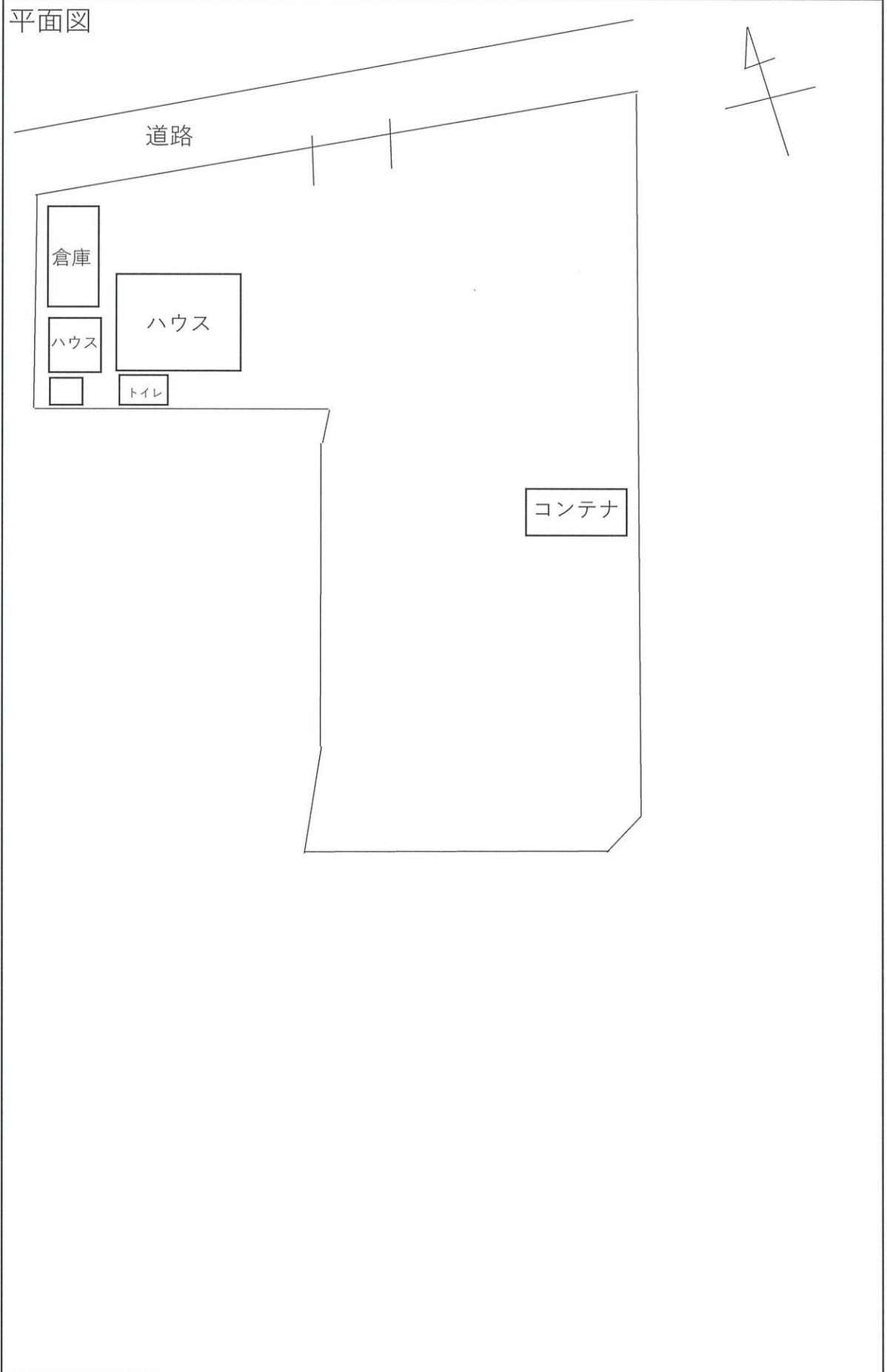
水道法昭和五十二年法律第七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

令和二年一月二十四日

厚生労働大臣 加藤勝信



事業所の見取図



事業所の写真

外
観



室
内



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 2 月 日

申請者 フリガナ氏名又は名称 カシキガイシャ ミト コウギョウ 株式会社 弥 杜 工業

住所 〒630-8115 奈良市大宮町七丁目1番65-1号

フリガナ代表者氏名 代表取締役 ハヤシユウジ 林 龍 児

電話番号 0742-93-4563

FAX番号 0742-93-6321

メールアドレス ryuji-hayashi@mito-kogyo.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

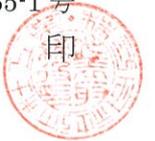
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 2年 2月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 弥 杜 工 業
住 所 奈良市大宮町七丁目1番65-1号
代表者氏名 代表取締役 林 龍児



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
解任
の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 弥 杜 工 業 営業所	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
林 龍児	第300692号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第三〇〇六九二号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 林 龍 児

昭和五十八年三月十九日生

水道法(昭和三十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

令和二年一月二十四日

厚生労働大臣 加藤勝信

